別表第六第五十五南極特別保護地区の項第五号中「十三人」を「九人」に改め、同項第六号中「十二人」を「八人」に改める。

別表第六第六十四南極特別保護地区の項第八号中「必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない」を「必要な」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十七年九月八日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

**第三条**　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

**第四条**　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○環境省令第三十一号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定に基づき、輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日　　環境大臣　望月　義夫

輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令の一部を改正する省令

輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令（平成十四年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次の事項を」を「様式第一による届出書により、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号）第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二条第一項中「次の事項を」を「様式第二による届出書により、」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

**様式第1**（第1条関係）

輸入移動書類に係る処分届出書

年　月　日

環　境　大　臣　殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名　：　　印
住所又は所在地：

連絡責任者氏名：
電話番号：
ＦＡＸ番号：
e-mail：

輸入特定有害廃棄物等の処分を、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って行ったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第１２条第１項第１号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付 | 交付番号　：<br>交付年月日：　　年　月　日 |
| 輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付<br>（輸入の相手方等へ通知を行った日付） | 年　月　日<br>（　年　月　日） |
| 輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付<br>（輸入の相手方等へ通知を行った日付） | 年　月　日<br>（　年　月　日） |

備考　１　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第６条第１項及び第２項に定める通知書の写しを添付して提出すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。